第6章. 貿易上の救済

輸入急増による国内産業への重大な損害を防止するため、一時的に緊急措置(経 過的セーフガード措置)をとることができる旨を規定する他、ダンピング防止措置 及び相殺関税措置に関する規定を置いている。

経過的セーフガード措置については、締約国が、一定の経過期間(協定発効から3年間。ただし、特定の産品の関税撤廃がそれよりも長い期間にわたって行われる場合は当該産品についての段階的な撤廃期間)の間、この協定に基づく関税の引下げ又は撤廃の結果として原産品の輸入が急増したことにより、同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こしている場合には、この協定の下での関税譲許を一時的に停止するか、一定の水準まで関税を引き上げることができること等を規定している。

ダンピング防止措置及び相殺関税措置については、WTO協定における権利・義務を確認するとともに、透明性及び適正な手続を推進する観点から、義務規定ではない形で、対面による情報の検証等の具体的手続を規定している。

なお、セーフガード措置については、同一産品に対する二回以上の経過的セーフガード措置の発動の禁止等、WTO協定にはない内容が規定されており、各締約国による経過的セーフガード措置の濫用を抑制する効果が期待される。

ダンピング防止措置については、義務規定ではないものの、透明性及び適切な手続を推進する措置として締約国が認めるものとして、調査過程等における具体的手続が規定されており、これらの措置が規範として共有されることにより、各締約国によるダンピング防止措置の濫用を抑制する効果が期待される。